京都府立大学　　　　　　　　　　　　　　　　規約　【既存の規約提出でも可】

　第１章　総 則

（名称）

第１条　本クラブは、　　　　　　　　　　　　と称する。

所在地

（目的）

第２条　本クラブは、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を目的とする。

（活動内容）

第３条　本クラブは、次の活動を行うものとする。

（１）

（２）

（３）

　第２章　部員の範囲、権利及び義務

（部員の範囲）

第４条　部員は、本学学生とし、第２条の目的に賛同し、部会（部長、主将）の承認を　得たものをもって組織する。

（部員の権利）

第５条　部員は、次の権利を有する。

（１）本クラブが取り組む活動に参加できる。

（２）本クラブの役員に立候補でき、また選出することができる。

（３）本クラブの部会に参加でき、意見を述べることができる。

（部員の義務）

第６条　部員は、次の義務を負うものとする。

（１）部員は、規約及び部会の決議並びに役員会の決定を尊重し、本クラブの活動に協　力する。

（２）部員は、毎月　　　　　　　　円の部費を納入する。

　第３章　役員の選出及び任務

（役員）

第７条　本クラブに次の役員を置くものとする。

（１）部　長（主将、会長等）　　　　１名

（２）副部長（副主将、副会長等） 名

（３）会　計 　　　　　　　　　名

（４）渉　外　　　　　　　　　 名

 ※その他役員を置く場合は、その役職名及び人数）

（役員の選出方法及び任期等）

第８条　本クラブの役員の選出方法は、部員の立候補又は推薦とし、全部員の選挙によ　って選出されるものとする。

２ 選出された役員の任期は１年とし、定例選挙は毎年　　月に行うものとする。

（役員の任務）

第９条　第７条で定める役員は役員会を構成し、必要に応じて会議を開き、クラブを運　営するものとする。

２　第７条で定める役員の任務は、次のとおりとする。

（１）部長（主将、会長等）は、各部員の意思を尊重しつつクラブ全体の活動と運営の　中心となり、本クラブの代表者となる。

（２）副部長（副主将、副会長等）は、部長（主将、会長等）の任務を補佐し、必要に　応じて部長を代理する。

（３）会計は、クラブの会費等の収支に関し適正な執行が行われるよう管理し、その記　録を保存する。

（４）渉外は、クラブと外部との交渉の全てに関し責任を持ち、資料等を記録・保存す　る。

　第４章　部　会

（部会の開催）

第10条　部会は、部長が招集する。

（部会の任務）

第11条　部会では、クラブの活動計画、予算、決算及びその他必要な事項について討議　し、必要に応じ決議する。

　第５章　附　則

（規約の改廃）

第12条　本クラブの規約の改廃は、部会において全部員の　　分の　　以上の賛成を必　要とする。

（規約の効力）

第13条　本クラブの規約は、　　年　　月　　日から効力を生じるものとする。